

# 口座情報連携サービス規定

## 1. 口座情報連携サービス

「口座情報連携サービス」とは、りゆうぎん ID・りゆうぎん BizID にユーザー登録されたお客さまが、後記 2 に定める外部事業者の提供するサービスを利用する場合に、株式会社琉球銀行(以下「当行」という)が、お客さまの同意を得たうえで、お客さま、または、外部事業者の依頼に基づいて、りゆうぎん ID・りゆうぎん BizID に登録した後記 3 に定める口座情報を外部事業者に提供するサービスです。

## 2. 外部事業者

「外部事業者」とは、WEB サービス等を運営する事業者のうち、当行が、りゆうぎん ID・りゆうぎん BizID にユーザー登録されたお客さまの口座情報を提供することについて許諾している事業者をいい、当行ホームページで公表するものとします。また、外部事業者のサービスを利用される場合は、お客さまが外部事業者にサービス利用の申込みを行うものとします。

## 3. 外部事業者に提供する口座情報

口座情報連携サービスにおいて、当行が外部事業者へ提供するお客さまの口座情報は以下のものとします。

- (1)りゆうぎん ID・りゆうぎん BizID の申込代表口座およびサービス利用口座のうち、お客さまが外部事業者への提供を許可した口座の店番号、口座種別、口座番号等
- (2)(1)にかかる残高、入出金明細

## 4. 情報提供にかかる同意

口座情報連携サービスを利用するお客さまは、口座情報が外部事業者に提供・開示されることについて、同意するものとします。

## 5. 口座情報連携サービスの変更・停止

- (1)当行が定める一定の期間内に、お客さまが外部事業者のサービスを一定期間利用しなかったこと等により、外部事業者のサービスを通じてお客さまの口座情報の提供にかかる要請(アクセス)がなかった場合、当該外部事業者

に対する口座情報連携サービスを停止するものとします。口座情報連携サービスの再開を希望される場合は、再度、口座情報連携サービスの申込みを行うものとします。

- (2)お客さまが口座情報連携サービスの停止を希望される場合は、外部事業者に対し、外部事業者のサービス利用解約または利用停止の手続きを行うものとします。
- (3)りゆうぎん ID・りゆうぎん BizID の解約、りゆうぎん ID・りゆうぎん BizID の代表口座が解約された場合は、口座情報連携サービスも終了するものとします。
- (4)前各項の規定にかかわらず、当行は、当行がやむを得ない事由により必要と判断した場合は、お客さまの意思によらず、口座情報連携を停止または終了することができるものとします。

## 6. 免責事項

- (1)外部事業者のサービスは、当行ではなく外部事業者が提供するものであり、外部事業者のサービスの利用または利用できなかったことによってお客さまに生じた損害、損失、費用等の賠償および補償については、お客さまと外部事業者との間で解決されるものとします。
- (2)口座情報連携サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのためにお客さまに生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

## 7. 規定の変更等

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3)当行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

以上

2020年7月14日 変更